

従業員の皆さんの研修費用の 2/3を補助します

研修費

宿泊費

交通費

～中小企業人材育成支援事業補助金のご案内～

少子高齢化や人口減少の進行に伴い、人材の確保や育成が重要な課題となっています。

大分市では、中小企業で働く従業員の皆さんが業務上必要な能力・技術の習得、向上のための研修へ参加する場合、事業者に対して対象経費の3分の2を補助しています。

対象となる事業者

- ・大分市内に事業所(本社・支社・工場等)がある中小企業

※中小企業は中小企業基本法第2条第1項に規定する
中小企業者(個人企業を含む)

- ・市税に滞納がないこと

対象となる従業員

大分市内に勤務する正規の従業員

※経営者、役員、パート・アルバイト等は除く

対象となる研修

業務上必要な能力・技術の向上に役立つ専門的な研修または講習で、

実時間が**6時間以上のもの** 具体的には下記①～③の機関が実施するもの

- ①公的研修機関(県産業創造機構、中小企業大学校 等)
- ②試験研究機関、教育訓練機関、中小企業団体、事業協同組合等(商工会議所、業界組合 等)
- ③専門的な研修を行っている民間団体、企業等

- ①の例/産業創造機構「会社経理の基礎研修」、中小企業大学校「新任管理者研修」
- ②の例/商工会議所「新入社員激励会」、〇〇業組合「技能検定事前講習」「技術研修会」
- ③の例/株〇〇「新システム導入研修」、人材育成コンサルタント会社「プレゼンテーションの基本」

助成の内容

研修費・宿泊費・交通費の2/3

- ※1人あたり10万円を限度とし、1企業につき1年度30万円までとします。(同一人物につき1年度1回)
- ※資格試験の受験料は補助対象となりません。
- ※国・県等から同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合は補助対象となりません。
- ※募集は先着順とし、予算額に達し次第、受付を終了します。

積極的なご活用を
お待ちしております!!



お申込み・問い合わせ

提出書類など詳細については、大分市ホームページもしくは
大分市商工労働観光部 創業経営支援課へ、お気軽にご相談ください!

TEL:097-585-6029

